

## (別紙1)

### 論文の内容の要旨

題目 企業情報ディスクロージャーの変容

氏名 藤原博彦

本論文は、社会情報としての企業情報について、ディスクロージャーの側面に焦点をあてた議論を試みる。企業情報ディスクロージャーを巡っては、その作成者たる企業とこれを利用する様々な関係者が存在する。これを情報の送り手と受け手の関係の枠組みから捉え議論を進めていく。ここで、企業情報とは、情報の送り手としての企業が、企業を取り巻く様々なステイクホルダーに対し情報を発信することを意図し、企業自らがこれを作成するものであり、会計情報はもとより、企業に関する情報全てをいう。

企業を取り巻く環境は、コーポレートガバナンス、金融資本市場に見られるよう、今日、大きく変容しつつある。特に、インターネットの登場は、企業情報ディスクロージャーに極めて大きなインパクトを与えており。企業情報ディスクロージャーは、まさに、変容しているのである。これは、法令等による強制的企業情報ディスクロージャーの持つ意味の低下、それに、任意企業情報ディスクロージャーの重要性向上となって現れてくる。

理論的側面から見れば、送り手一受け手間の権利義務関係としてのアカウンタビリティ理論、受け手指向に立った意思決定有用性理論に代わる、送り手一受け手間の双方向的関係を説明しうる新たな理論が求められているのである。そこで、これをコミュニケーション過程モデルを援用し説明する。

任意企業情報ディスクロージャーの重要性向上は、強制と任意の融合をもたらす。そして、そこでは、基準設定主体を巡って、パブリック・セクターとプライベート・セクターの関係が問い合わせなければならない。また、これに伴い、ディスクロージャーのサブシステムとしての監査の問題も浮上してくる。融合化された企業情報ディスクロージャーは、データベース・ディスクロージャーへと進んでいく。ここでは、ディスクロージャーされた情報に信頼性を付与する監査についての問題も議論されなければならない。

第1章では、強制的企業情報ディスクロージャーの現状として、証券取引法、商法、自主規制機関（証券取引所、証券業協会）の要請について整理する。

第2章では、任意企業情報ディスクロージャーの現状として、IR（インベスター・リレーションズ）、広報、環境会計報告書について整理する。これらは全て、広義の広報として捉えることもできるが、今日、任意企業情報ディスクロージャーの重要性向上とともに、細分化した上でこれを検討する必要性が高まっており、本論文でもこのような視点から議論を進める。

なお、第1章と第2章では、企業情報ディスクロージャーの現状を整理するが、特に、今日、新たなチャンネルとしてディスクロージャーに大きなインパクトを与えていているインターネットの利用状況に注目した。

第3章、第4章、第5章では、企業情報ディスクロージャーにインパクトを与える要因としてコーポレートガバナンス、金融資本市場、チャンネルの変容について論じていく。これら3つの要因は、それぞれ独立に、企業情報ディスクロージャーにインパクトを与えるのではなく、企業情報ディスクロージャーを媒介として相互に関連しつつインパクトを与えるという立場で論じていく。

第6章は、企業情報ディスクロージャーの理論的根拠とその限界ということで、従来から、企業情報ディスクロージャーの理論的根拠として論じられてきた、アカウンタビリティ理論と意思決定有用性理論について論じる。そして、ここでは、今日の企業情報ディスクロージャーは、これら理論から説明することが不可能となる旨を指摘する。

第7章では、コミュニケーションとしての企業情報ディスクロージャーについて論じる。これは、アカウンタビリティや意思決定有用性といった従来からの説明概念に代わって、コミュニケーション過程モデルを援用した説明を試みるものである。特に、新たなチャンネルとしてディスクロージャーに大きなインパクトを与えていているインターネットは、企業情報ディスクロージャーにおいて、双方向的コミュニケーションを実現させる可能性を秘めていることも指摘したい。

第8章では、強制的企業情報ディスクロージャーと任意企業情報ディスクロージャーの融合した企業情報ディスクロージャーの確立に向けて、ディスクロージャー基準設定主体の問題、ディスクロージャーのサブシステムとしての監査のあり方について論じる。

終章では、企業情報ディスクロージャーの今後の方向性を示してみたい。これは、強制と任意の融合、さらには、データベース・ディスクロージャーによる双方向的コミュニケーションを実現する企業情報ディスクロージャーの確立である。ここでは、情報に信頼性を付与する監査のあり方も変容する。